

四万十町再犯防止推進計画 (案)

令和5年(2023)〇月
四万十町再犯防止推進計画委員会
(四万十町)
【R04-10-03 版】

はじめに【意見公募時は削除】

近年、国の犯罪件数は減少傾向にありますが、一度罪を犯してしまった人の再犯率は一貫して上昇しています。そのため、平成 28（2016）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止の施策・実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

罪を犯した人の中には、高齢、障害、生活困窮といったさまざまな問題を抱えている場合もあり、そのような人が円滑に社会復帰できるような施策や取組が、再犯防止には大切であります。

このような課題に、町をはじめ関係者が一体となって取り組んでいくため、このたび「四万十町再犯防止推進計画」を策定し、本町の施策や取組の方向性を明らかにしました。

この計画に基づき、関係団体との連携を強化するとともに、再犯防止に関連する施策を効果的に推進することで、「四万十町地域福祉計画」の基本理念である「地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～」を実現に繋げてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、尽力を賜りました「四万十町再犯防止推進計画委員会」をはじめ、関係者の皆さま、貴重なご意見をいただきました住民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

四万十町長 中尾 博憲

目次

1. 計画策定にあたって	4
1-1. 計画の目的	4
1-2. 計画策定の根拠	4
1-3. 計画の位置付け	5
1-4. 計画の基本方針	6
1-5. 計画の期間	6
1-6. 計画の対象者	6
2. 再犯防止等に関する施策の推進	7
2-1. 本計画の推進体制	7
2-2. 計画の動向を把握する参考資料	8
(1) 再犯者数・再犯者率	8
(2) 就労・住居の確保（高知県）	9
(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係（高知県）	9
(4) 高幡保護区保護司会 充足率・年代別構成	9
3. 再犯防止等に関する支援	10
3-1. 就労・住居の確保等	10
3-2. 保健医療・福祉サービスの利用促進等	12
3-3. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	13
3-4. 国・民間団体等との連携強化等	14
4. 資料編	15

1. 計画策定にあたって

1-1. 計画の目的

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要とされています。

四万十町においても、犯罪をした者等が孤立することなく地域の一員として住み続けられるように、「四万十町再犯防止推進計画」（以下「本計画」）を策定し、国、高知県、保護司会など関係機関と一体となった支援を総合的に実施していくことを計画の目的とします。

1-2. 計画策定の根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「法」）第 4 条第 2 項に定める「地方公共団体の責務」により、第 8 条第 1 項「地方再犯防止推進計画」として策定します。

【参考：再犯の防止等の推進に関する法律】

（国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

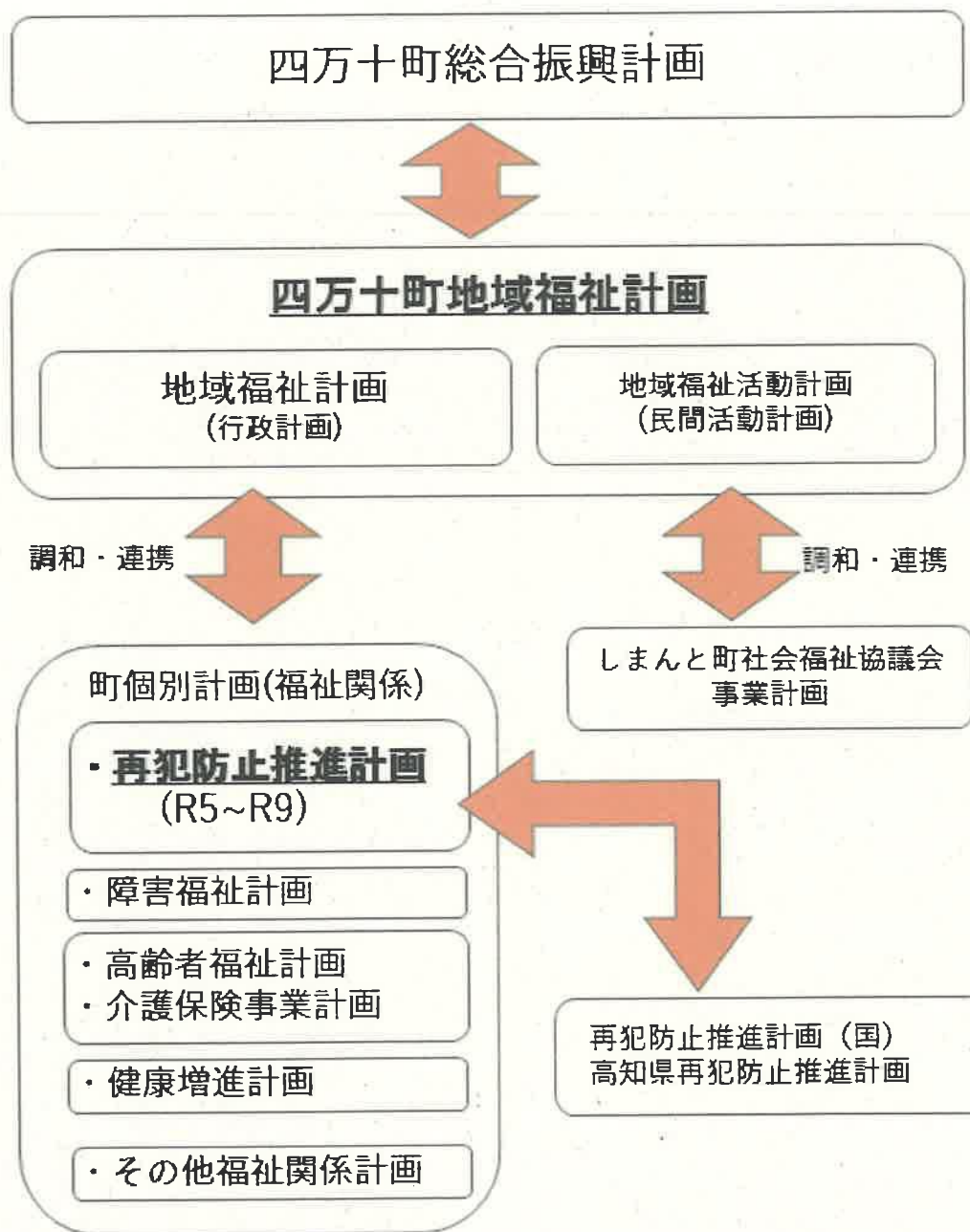
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、町の最上位計画である「四万十町総合振興計画」及び、福祉関連の上位計画に位置付けられる「四万十町地域福祉計画」の個別計画とします。



【参考：地域福祉計画】

地域福祉計画は、平成16年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定されました。

平成30年4月施行の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

1-4. 計画の基本方針

国、県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、町は、犯罪をした者等が地域で孤立することなく、再び社会の一員として活動していくため、次の4つを重点課題として取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健・福祉サービスの利用促進等
- (3) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- (4) 国、民間団体等との連携強化等

【参考：他自治体の重点課題の取り組み】

	重点課題の例（「作成の手引き」より）	高知県	M市	本計画
①	就労・住居の確保等	○	○	○
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	○	○	○
③	学校等と連携した修学支援の実施等	○	—	—
④	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	○	—	—
⑤	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	○	○	○
⑥	国・民間団体等との連携強化等	○	○	○

1-5. 計画の期間

本計画の期間は、下記のとおりとします。

令和5年度（2023）～令和9年度（2027）の5年間

1-6. 計画の対象者

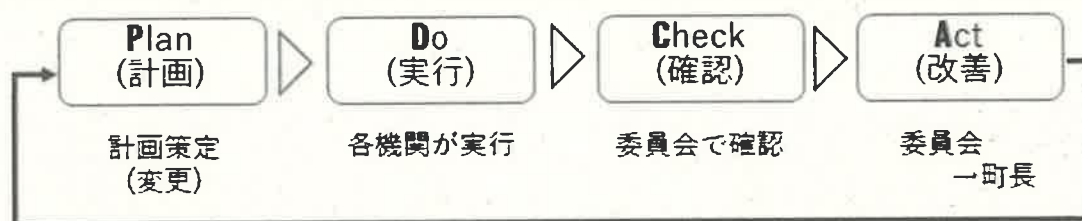
本計画の対象者は、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者のうち支援が必要は者（以下「支援対象者」）とします。

2. 再犯防止等に関する施策の推進

2-1. 本計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、「**四万十町再犯防止推進計画委員会**」（以下「委員会」）において、計画や支援の状況を確認します。

委員会の協議において、必要と判断されれば計画期間中であっても、適宜、計画変更の必要性を町長に提案していきます。



サラちゃんの更生物語



ホゴちゃんの更生物語

2-2. 計画の動向を把握する参考資料

本町の現状と本計画の策定・推進にあたり、次に掲げる資料を参考に、取り組む施策の検証や見直し等の資料とします。

(1)再犯者数・再犯者率

		検挙人数			再犯率	犯罪時職業	
			初犯者	再犯者		有職	無職
全国	令和1年	172,197	85,245	86,952	50.5%	89,562	82,635
	令和2年	164,678	81,294	83,384	50.6%	86,144	78,834
高知県	令和1年	843	392	451	53.5%	377	466
	令和2年	784	363	421	53.7%	358	426
窪川警察署	令和1年	12	6	6	50.0%	6	6
	令和2年	11	6	5	45.5%	3	8

(高松矯正管区より)

注1 「窪川警察署」の数値は、管轄区域内（高岡郡四万十町）に限られます。

注2 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者を指します。

注3 「令和1年」とは、平成31年1月から同年4月までを含みます。

注4 犯行時年齢が20歳以上の者を計上しています。

注5 無職は学生・生徒等を含みます。



(2)就労・住居の確保(高知県)

	基準値	基準値
刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の割合	77.2% (令和3年度)	21.1% (平成29年度)
協力雇用主数	143事業者 (令和3年度末)	101 事業者 (平成29年度末)
保護観察終了時に無職である者の割合	27.5% (令和3年度) 保護観察終了人数 178人 うち、保護観察終了時に無職である者の数 49人	42.9% (平成29年) 保護観察終了人数105人 うち保護観察終了時に無職である者の数 45人
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	更生保護施設 41人 自立準備ホーム 4人 (令和3年度末)	更生保護施設37人 自立準備ホーム6人 (平成29年)

高知保護観察所調査(速報値)

高知県再犯防止推進計画 (出展：法務省調査)

(3)保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係(高知県)

	基準値 (令和3年度)	基準値 (平成29年度)
特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数	30人	25人

(出典：高知県地域福祉政策課)

(4)高幡保護区保護司会 充足率・年代別構成

保護司数 28人 (令和4年6月1日現在)

保護司充足率 103.70%

年齢構成	人数	男	女
75歳以上	1	1	-
70-74歳	13	7	6
65-69歳	6	6	-
60-64歳	3	3	-
50歳代	3	3	-
40歳代	2	2	-
計	28	22	6

(高幡保護区保護司会)



3. 再犯防止等に関する支援

町及び関係機関は、1-4「計画の基本方針」に掲げた次の重点課題に沿って、現在、取り組んでいる施策を活用しながら、支援対象者を支援していきます。

<<重点課題>>

- 1. 就労・住居の確保等
- 2. 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 3. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 4. 国、民間団体等との連携強化等

※「取り組み」の担当を下記のとおり表示します

四万十町 → 町【担当課】（課名が4文字以上は短縮して標記）
 しまんと町社会福祉協議会 → 社協
 高幡保護区護司会 → 保護司会 など

3-1. 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

施策	支援の内容	担当
ハローワークの活用	本町を管轄する「ハローワーク須崎」等と連携し就職及び就労の定着を図ります。	町【にぎわい課】 保護司会
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。	社協
障害者相談支援事業の活用	年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労の定着を図ります。	町【健福課】
協力雇用主の活用	保護司会と町内の協力雇用主が連携し、就労を支援します。 	町【健福課】 保護司会 協力雇用主
農福連携推進協議会の活用	農福連携協議会と連携し、年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、農業分野への就労を支援します。	町【健福課】 町【農林課】
若者サポートステーション等へのつなぎ	若者サポートステーションの支援により、修学や就労に向けた支援を行うことで、ニートやひきこもりにならないよう予防します。	保護司会

施策	支援の内容	担当
シルバー人材センターの活用	支援対象者が高齢者の場合、シルバー人材センターと連携し、就労を支援します。	町【高支課】
コレワーク四国との連携	コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）の取組を地域の事業所等へ情報提供し、矯正施設出所者等の就労の定着を支援します。	町【健福課】 国

（２）住居の確保

施策	支援の内容	担当
町営住宅への入居の検討	住宅に困窮する場合、公営住宅の募集状況などの情報提供を行います。 	町【建設課】
高齢者住宅への入居の検討	住宅に困窮する高齢者の場合、高齢者住宅の募集状況などの情報提供を行います。	町【高支課】
障害者用施設の検討	住宅に困窮する障害者の場合、グループホームなどの募集状況などの情報提供を行います。	町【健福課】
住居確保給付金の活用	離職、廃業後２年以内であるなど、一定の要件を満たした場合、家賃額の３カ月分を支給します（上限あり、延長は２回まで最大９カ月）。	社協

3-2. 保健医療・福祉サービスの利用促進等

(1) 保健医療サービス

施策	支援の内容	担当
各種健（検）診の受診	健康な生活が維持できるように、町が実施する各種健（検）診を奨めます。	町【健福課】
しまんと健康ホットライン	健康・医療などへの悩みを、いつでも相談できる無料電話相談サービスを提供します。 ・24時間年中無休【TEL 0120-788-410】	町【健福課】
薬物依存者への支援	薬物依存症からの回復に向け、医療の継続支援や日常生活等の相談支援を行います。	町【健福課】

(2) 福祉サービス

施策	支援の内容	担当
重層的相談体制での支援	介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスが相談できるように、関係機関が連携して支援します。	町【健福課】 町【高支課】 社協
あったかふれあいセンター	地域で孤立することがないように、誰もが利用できる「あったかふれあいセンター」を紹介します。	町【健福課】
権利擁護の推進	日常生活の判断に不安がある場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用を支援します。	町【健福課】 町【高支課】 社協
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らすために、生活、介護、権利擁護等の総合的な相談・支援を行います。	町【高支課】
障害者相談支援	障害のある人の自立した生活を支援するために、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細やかに支援します。	町【健福課】
巡回法律相談	身近な法律相談の機会の提供として、巡回法律相談の利用を紹介します。	社協
法務少年支援センターこうち	犯罪、非行などの問題のある人や、その家族などからの相談に対応できるように「法務少年支援センターこうち」と連携します。 	町【教育委員会】 町【健福課】 国

3-3. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

施策	支援の内容	担当
保護司会等への活動の支援	町は、保護司会活動の拠点確保に努めます。 また、保護司会等への活動を支援します。	町【健福課】
社会を明るくする運動の推進	保護司会は、「社会を明るくする運動」を実施し、再犯防止の普及に努めます。 関係機関は、運動に積極的に参加し、支援します。	社明実施委員会 保護司会 他関係機関
再犯防止啓発月間の推進	広く再犯防止等について関心と理解を深めるため「再犯防止啓発月間（7月）」を通じた広報・啓発活動に努めます。 保護司会及び関係機関は啓発月間の活動等を支援します。	町【健福課】 社明実施委員会 保護司会 他関係機関
学校と保護司の連携	保護司会は、各学校を訪問し、保護司の役割や活動などの啓発に努めます。 	町立小中学校 保護司会
保護司の人材確保	保護司会は、活動が促進されるように保護司確保に努めます。 町及び関係機関は、「保護司候補者検討協議会」を開催し、保護司適任者の推薦など保護司確保の協力を努めます。	保護司会 町【関係課】 社協



【四万十町社会を明るくする運動】

3-4. 国・民間団体等との連携強化等

施策	支援の内容	担当
本計画の進捗管理体制の確保	本計画の進捗状況を確認するため、必要に応じて委員会を年1回程度実施します。 委員会は、適宜、本計画の見直しなどを町に提案します。	委員会 町【健福課】
地域福祉計画に本計画推進を明示	地域福祉計画に本計画の適正な推進を明記します。	町【健福課】
公的機関等との連携強化	矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けるように、公的機関や保護司会等は、連携強化に努めます。 町は、関係機関に対し、町内で実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努めます。	国、県 保護司会 町【健福課】
出前講座の実施	保護観察所は、町職員、福祉・医療機関の関係者に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携し実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めます。	国 町【健福課】 他関係機関
町と刑事司法、更生保護関係団体との連絡会	保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会や更生保護女性会、町との連携強化を図るため、必要に応じて情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催します。 	国 町【健福課】 保護司会 他関係機関



【四万十町社会を明るくする運動 高幡子ども会親善ソフトボール大会】

4. 資料編

(1) 本計画策定の経過

年	月	日	内 容
令和 4	4	25	「計画策定の概要」を町長承認 「計画委員会設置要綱（案）」作成
		28	公募委員募集開始（～5/20、応募結果なし）
	5	10	庁内に「計画」策定に向け協力を依頼
		18	事務補助業務委託 委託先：高幡保護区保護司会 内容：委員候補調整、資料収集、その他
	7	6	第1回委員会 委嘱状交付、計画（案）の概要等を協議
	10	5	第2回委員会 計画（案）提示・協議、意見公募日程確認
	11	中旬	（予定）計画（案）の意見公募を実施 公募期間：3週間程度（指定閲覧場所、HP）
令和 5	1	下旬	第3回委員会 意見公募結果協議、計画（案）の承認 委員会 → 町長へ計画（案）を提示
	3	下旬	計画決定・公表
	4	1	計画の実施

（写真：本委員会の会議 挿入）

(2) 四万十町再犯防止推進計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年号外法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、四万十町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項等を協議するため、四万十町再犯防止推進計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に掲げる施策の推進、見直しに関すること。
- (3) その他、計画の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 再犯防止に関する地域福祉団体が推薦する者 4人以内
- (2) 再犯防止に関する知識及び学識経験を有する者 1人以内
- (3) 再犯防止に関する行政機関が推薦する者 3人以内
- (4) 公募による者 2人以内
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(3) 四万十町再犯防止推進計画委員会名簿

No.	所属	役職	氏名	要綱3条②	備考
1	高幡保護区保護司会	会長	壬生 直徳	(1)	委員長
2	四万十町更生保護女性会	会長	中平 恵子	(1)	副委員長
3	しまんと町社会福祉協議会	相談支援係長	本井 ゆき	(1)	
4	法務省高松矯正管区	更生支援企画課長	廣田 将和	(2)	
5	高知保護観察所	企画調整課長	東山 和憲	(3)	
6	窪川警察署	少年補導主任 兼刑事生活安全少年主任	山下 恵介	(3)	
7	四万十町役場	総括技幹兼保健師	森 太亮	(3)	

(令和4年7月現在)

(4) 関係機関一覧

名称	住所	連絡先	備考
四万十町役場 健康福祉課 高齢者支援課 地域包括支援センター	四万十町琴平町 16-17	0880-22-3111 0880-22-3115 0880-22-3900 0880-22-3385	
高幡保護区保護司会 更生保護サポートセンター 高幡	四万十町榊山町 3-7	0880-22-1313	
しまんと町社会福祉協議会	四万十町茂串町 11-30	0880-22-1195	
窪川警察署	四万十町榊山町 4-19	0880-22-0110	
高知県須崎福祉保健所	須崎市古市町 6-26	0889-42-1875	
ハローワーク須崎	須崎市西糺町 4-3	0889-42-2566	
こうち・なんこくサポステ (すさき・サテライト)	須崎市西古市町 1-24 高知県須崎総合庁舎 3 階	0889-43-9004	
法務省高知保護観察所	高知市丸の内 1-4-1	088-873-5118	
法務省高松矯正管区	高松市丸の内 1-1	087-822-4460	
法務少年支援 センターこうち	高知市塩田町 19-13	088-872-9330 (直通)	高知少年 鑑別所内
コレワーク四国 高松矯正管区矯正就労支援 情報センター	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 B1 階	0120-29-5089	
あったかふれあいセンター くぼかわ	四万十町琴平町 3-8	0880-29-6112	
あったかふれあいセンター やまびこ	四万十町大正 1 9 0	0880-29-4888	
あったかふれあいセンター 「十和」	四万十町昭和 502-2	0880-28-5166	

(5) 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成の一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする